

# 医薬品(薬局製剤)製造販売届

概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の 9 第 1 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 70 条第 1 項に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売をしようとする時に <u>あらかじめ</u> 行う届出書です。
提出書類	1 医薬品(薬局製剤)製造販売届書 2 別紙  それぞれ 1 部 (正本)
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号) TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	届書について ・ 一般名称欄は空欄にしてください。 その他 ・ 薬局製造販売業許可申請等と併せて提出して下さい。 ・ 製造販売届は薬局ごとに必要となります。 ・ 薬局が移転、改築、相続等により新規になった場合は、薬局製造販売業、薬局製造業、医薬品製造販売承認全て新規となりますので留意して下さい。